

## 指定管理者制度適用施設の概要・制度適用方法

### 1 施設の概要

(1) 名称	米子市淀江農林産物直売施設（淀江どんぐり村）
(2) 所在地	米子市淀江町本宮 4 6 4 番地 2
(3) 構造	木造平屋建て
(4) 敷地面積	8 1 6 平方メートル
(5) 建築面積	1 3 5. 4 平方メートル
(6) 開館日	平成 9 年 3 月 1 5 日
(7) 主な施設内容	レストラン 農林産物直売所
(8) 施設の設置目的（総合計画との関連性等）	中山間地域である淀江町本宮地区の農家を中心として、農林産物の直売を通じて本宮地域の活性化を図る。
(9) 施設の現状	地元本宮地区の農家を中心に出荷された季節の野菜や山菜、その加工品などの直売と、レストランでは地元で取れた食材を使ったメニューや季節限定メニューなどが提供され、多くの利用者が訪れている。また、前庭では、本宮の泉湧水が 2 4 時間汲み上げられており、湧水を求めて多くの方が訪れている。
(10) 施設の運営状況（令和元年度）の概要	ア 利用者数 9 2, 0 6 1 人 イ 主な事業収入 ・直売所売上 2 2, 2 3 9 千円 ・レストラン売上 3, 4 0 7 千円 ウ 管理運営費（支出額の合計） 2 5, 4 6 7 千円

## 2 制度適用方法

### (1) 指定の期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）

### (2) 業務の範囲及び管理の基準（主なもの）

ア 施設等の維持管理

イ 施設等の利用の許可

- ・ 指定管理者は、市長の承認を受けて、開館時間及び休館日の変更が可能
- ・ 指定管理者は、使用許可事務を代行
- ・ 使用料は条例により無料

ウ 利用の促進

### (3) 管理業務の処理体制

職員の適正配置のほか体制の整備。なお、施設には、主任事務職員1人、事務職員3人、その他職員を3人以上置く。

### (4) 市が直接行う業務

ア 市に専属的に付与された行政処分（目的外使用の許可など）

### (5) 管理業務の処理に必要な経費

指定管理者は、管理業務の処理に必要な経費を、事業収入によって賄う。

### (6) その他の条件

指定管理者は、雇用者の採用及び労働条件の維持に配慮